

# 中間前金払制度の概要

## 1. 対象工事

請負代金額500万円以上かつ工期が2月を超える工事

## 2. 支払要件

- ①工期の2分の1を経過していること。
- ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③既に行われた当該工事に係る作業に係る経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- ④既に当初の前金払が支出済みであること。

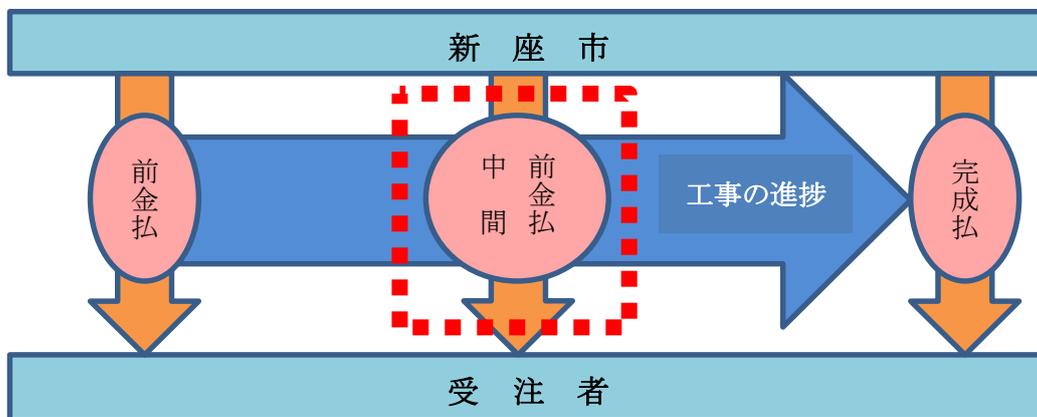
## 3. 中間前金払の金額

中間前金払の金額は請負代金額の2割以内とする。(千円未満の端数は切り捨て)

## 4. 中間前金払の手続き

「中間前金払手続きフロー図」の点線より下の手続きをする。書類による審査のみで現地確認や中間検査等は不要。

## 5. 制度イメージ



### 工事代金支払のイメージ

(例) 契約金額1億円

工期6月1日～3月31日の工事で、  
前金払を4割、中間前金払を2割で請求した場合

6月20日頃 前金払 4,000万円  
11月30日頃 中間前金払 2,000万円  
4月10日頃 残金 4,000万円